退職者を被扶養者申請される方へ

Ｊ－オイルミルズ健康保険組合

離職票の取り扱いについて

当健康保険組合では、被扶養者申請の審査において、扶養の実態を把握させていただきます。勤務されていた方が離職された場合は、雇用保険受給の有無が生計費に大きく　影響します。雇用保険を受給されていない場合は、受給していないことの証として、　　離職票等を確認させていただきます。

１．雇用保険の受給が満了の方

「支給終了」と明記された雇用保険受給資格証のコピーをご提出ください。

２．雇用保険を受給されない方

次の二通りのどちらかを選択してください。

①受給権利のある間（注）は毎月初めに離職票を健康保険組合にご提出ください。確認後直ちに返却いたします。

注；離職後１年間（受給期間延長制度をご利用の方はその期間を追加）

②本来は離職票を毎月提出していただくのですが、毎月送る手間や費用を省くために、被保険者のご希望によって健康保険組合が離職票をお預かりします。この場合下記「離職票預入申請書」を添えてご提出願います。

なお、返却ご希望のお申し出があれば、離職票は直ちに返却いたします。

離職票預入申請書

（ 切り取らずにご提出ください ）

Ｊ－オイルミルズ健康保険組合　御中

このたび被扶養者認定申請を提出するにあたり、申請被扶養者が雇用保険を受給していない証として、離職票をお預かりいただきたくお願い申し上げます。

|  |  |
| --- | --- |
| 記入日 | 　令和　　　年　　　月　　　日 |
| 被保険者記号番号 |  |
| 被保険者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 申請被扶養者氏名 |  |